

令和4年8月29日

報道機関各位

青森県危機管理局防災危機管理課

令和4年8月3日からの大雨による災害に係る被災者生活再建支援法  
及び青森県被災者生活再建支援制度の適用について（追加）

令和4年8月3日からの大雨による災害について、住宅に多数の被害が生じ被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当することから、同法が適用されます。

今後、次の市町村において、住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯及び中規模半壊した世帯等については、申請により、住宅の再建方法等に応じて、被災者生活再建支援金が公益財団法人道庁県センターから支給されます。

市町村	発生日	適用基準 (支援法施行令)	住宅被害（世帯）		
			全 壊	半 壊	床上浸水
深浦町 (ふかうらまち)	8月9日	第1条第6号	3以上	16以上	調査中

注1：上記の数値は、令和4年8月29日（月）10時00分現在となります。

同数値は、今後の調査によって変動することがあります。

注2：上記のほか、外ヶ浜町及び鱒ヶ沢町において、令和4年8月3日からの大雨による災害について、被災者生活再建支援法が適用されています。

また、被災者生活再建支援法が適用されない市町村においては、青森県被災者生活再建支援制度が適用され、住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯及び中規模半壊した世帯等については、申請により、住宅の再建方法等に応じて、青森県被災者生活再建支援金が県から給付されます。

報道機関用提供資料	
担当課 担当者	危機管理局防災危機管理課 危機管理対策G 総括主幹 成田 輝彦
電話番号	危機管理局防災危機管理課 直通：017-734-9088 内線：4120
報道監	危機管理局 次長 築田 潮

<参考>

**【被災者生活再建支援法（国制度）】**

1 支援金支給の仕組み（法第18条）

被災者生活再建支援金は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支給する制度であり、その1/2については国が補助することとされています。

2 対象となる自然災害（施行令第1条）

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第1条第6号（第1号（※1）若しくは第2号の市区町村を含む都道府県又は第3号の都道府県が2以上ある場合に、人口10万人未満の場合は5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口5万人未満の場合は2世帯以上））に該当することによります。

※1 本県鰯ヶ沢町、新潟県村上市、関川村、石川県小松市、福井県南越前町において、第1号が適用。

※2 深浦町の人口は7,346人（令和2年国勢調査）であり、人口5万人未満であることから、全壊2世帯以上で第6号適用に該当。

**【青森県被災者生活再建支援制度（県制度）】**

1以上の全壊世帯が発生したことにより、制度の対象となります。

なお、被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金が支給される世帯は、給付の対象外となります。

**【被災者生活再建支援法（国制度）、青森県被災者生活再建支援制度（県制度）共通】**

○対象世帯

- 1 住宅が全壊した世帯
- 2 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊の危険があるなどやむを得ない事由でその住宅を解体した世帯
- 3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- 4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- 5 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

## ○支給（給付）額

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
①全壊 (損害割合50%以上) ②解体 ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
④大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
⑤中規模半壊 (損害割合30%台)	-	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

## ○申請方法

申請書に下記の必要書類を添付し、被災市町村の担当窓口申請してください。

詳細については「自然災害による被災者のための被災者生活再建支援制度」(国制度。都道府県センター。)又は「青森県被災者生活再建支援制度の手引」(県制度)を御覧ください。

世帯によっては、下記以外の書類が必要となる場合があります。

- ・被災者生活再建支援金支給申請書(国制度)
- ・青森県被災者生活再建支援金給付申請書(県制度)
- ・住民票等
- ・罹災証明書等
- ・預金通帳の写し
- ・(加算支援金を申請する場合)住宅の購入・補修、借家の賃貸借に係る契約書等

## ○申請期間

基礎支援金 災害のあった日から13か月の間

加算支援金 災害のあった日から37か月の間